

特定地域医療提供機関（B水準）の指定要件及び提出書類

1 指定要件

(1) 対象医療機関（新医療法第 113 条第 1 項各号、医療法施行規則第 80 条各号）

- 地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割（救急医療等）を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、時間外・休日労働時間が 1 年について 960 時間を超える必要があると認められる医療機関
- 別紙「特定地域医療提供機関（B水準）の指定対象医療機関」に示す各号のいずれかに該当すること

(2) 要件（新医療法第 113 条第 3 項各号）

①	<p>提出された労働時間短縮計画の案が、次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</p> <p>イ 次に掲げる事項全てが記載されていること</p> <p>(ア) 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>(イ) 当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>(ウ) 当該医療機関に勤務する医師の労働管理及び健康管理に関する事項</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p>
②	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
③	<p>当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から 1 年を経過していないものがないこと</p> <p>※労働基準法の規定： 第 24 条(賃金の支払)、第 32 条(労働時間)、第 34 条(休憩)、第 35 条第 1 項(休日)、第 36 条第 6 項(第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第 37 条第 1 項及び第 4 項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第 141 条第 3 項(時間外及び休日の労働)</p> <p>※最低賃金法の規定： 第 4 条第 1 項(最低賃金)</p>

2 提出書類

- ・ 特定地域医療提供機関指定申請書（様式1）
- ・ 対象医療機関に該当することが確認できる書類
 - ※ 別紙「特定地域医療提供機関（B水準）の指定対象医療機関」における1～3の各該当要件により、提出書類の有無や内容が異なりますので、別紙をご確認ください。
- ・ 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」
- ・ 医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
（上記「(2)要件」の②を満たすことを証する書類、評価の結果を示す書類）
- ・ 誓約書（様式6）
- ・ 提出書類チェックシート（様式7）
- ※ 審査のため、上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。

特定地域医療提供機関（B水準）の指定対象医療機関

■医療法第113条

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
- 二 居宅等における医療
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

対象医療機関		具体的説明	提出書類
1 号	救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの	県医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 (厚生労働省告示(令和4年1月19日告示第9号))	不要
		救命救急センター	
		県医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの (厚生労働省告示(令和4年1月19日告示第9号))	病床機能報告における報告内容の写し等、(1)を確認できる書類
		(1) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。	
	○救急告示医療機関 ○病院群輪番制に参加する医療機関 ○(1)の実績については、申請時における直近3年間のうち、最も件数が多かった年を基準とする。		
	(2) 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。	—	

			○二次救急医療機関は5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院とする	
2号	居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所	○機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型 ○機能強化型在宅療養診療所の単独型・連携型 (地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足)		左記要件を満たすことが確認できる書類
3号	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所	(1)公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ) (地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足)		
			①精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)	左記要件を満たすことが確認できる書類
			精神科救急医療体制参加医療機関(基幹・輪番医療機関)	
			②小児救急のみを提供する医療機関	不要
			③周産期医療を担う機関	不要
			急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関	
			④脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関	左記要件を満たすことが確認できる書類
			脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上	
			⑤心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関	
		急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上		
	(2)特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関			

		(医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ)	
		⑥高度のがん治療を行う医療機関	不要
		地域がん診療連携拠点病院 地域がん診療病院 小児がん拠点病院	
		⑦移植医療等極めて高度な手術・病棟管 理を行う医療機関	
		⑧児童精神科を行う医療機関	左記要件を満たすこ とが確認できる書類
	(注) 上記(1)及び(2)に記載の要件については、本県における参考 水準として設定しており、例示です。これらに該当しない医療機関 であっても、地域における医療の確保のために必要と知事が認め る場合もあります。		

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）の指定要件及び提出書類

1 指定要件

(1) 対象医療機関（新医療法第118条第1項、医療法施行規則第87条）

- 医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣を行うことによって、当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる医療機関
- 医師の派遣は、当該医療機関の管理者の指示により行われるもののほか、管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの

(2) 要件（新医療法第118条第2項において準用する第113条第3項各号）

※ 特定地域医療提供機関（B水準）と同様

①	提出された労働時間短縮計画の案が、次に掲げる要件を全て満たすものであること ア 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること イ 次に掲げる事項全てが記載されていること （ア）当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 （イ）当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 （ウ）当該医療機関に勤務する医師の労働管理及び健康管理に関する事項 （エ）（ア）から（ウ）に掲げるもののほか、当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
②	医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
③	当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと ※労働基準法の規定： 第24条(賃金の支払)、第32条(労働時間)、第34条(休憩)、第35条第1項(休日)、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第37条第1項及び第4項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第141条第3項(時間外及び休日の労働) ※最低賃金法の規定： 第4条第1項(最低賃金)

2 提出書類

- ・ 連携型特定地域医療提供機関指定申請書（様式2）
 - ・ 派遣先医療機関の一覧（様式5）
 - ・ 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」
 - ・ 医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
（上記「(2) 要件」の②を満たすことを証する書類、評価の結果を示す書類）
 - ・ 誓約書（様式6）
 - ・ 提出書類チェックシート（様式7）
- ※ 審査のため、上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。

技能向上集中研修機関（C－1水準）の指定要件及び提出書類

1 指定要件

(1) 対象医療機関（新医療法第119条第1項各号、医療法施行規則第94条各号）

次のいずれかに該当する医療機関

- 医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院
 - ・ 臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
- 医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所
 - ・ 専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの

(2) 要件（新医療法第119条第2項において準用する第113条第3項各号）

①	<p>提出された労働時間短縮計画の案が、次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</p> <p>イ 次に掲げる事項全てが記載されていること</p> <p>(ア) 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>(イ) 当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>(ウ) 当該医療機関に勤務する医師の労働管理及び健康管理に関する事項</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p> <p>(オ) 臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項</p>
②	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
③	<p>当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと</p> <p>※労働基準法の規定：</p> <p>第24条(賃金の支払)、第32条(労働時間)、第34条(休憩)、第35条第1項(休日)、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第37条第1項及び第4項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第141条第3項(時間外及び休日の労働)</p>

※最低賃金法の規定： 第4条第1項(最低賃金)

2 提出書類

- ・ 技能向上集中研修機関指定申請書（様式3）
 - ・ 当水準適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム／カリキュラム（臨床研修プログラムは提出不要）
 - ・ 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」
 - ・ 医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
（上記「(2) 要件」の②を満たすことを証する書類、評価の結果を示す書類）
 - ・ 誓約書（様式6）
 - ・ 提出書類チェックシート（様式7）
- ※ 審査のため、上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。

特定高度技能研修機関（C－2水準）の指定要件及び提出書類

1 指定要件

（1）対象医療機関（新医療法第120条第1項、医療法施行規則第101条第1項各号及び同規則同条第4項）

特定分野（令和4年厚生労働省告示第23号において掲げる19基本領域（※））における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う医療機関であって、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある医療機関

- ※ 1 内科領域、2 小児科領域、3 皮膚科領域、4 精神科領域、5 外科領域、6 整形外科領域、7 産婦人科領域、8 眼科領域、9 耳鼻咽喉科領域、10 泌尿器科領域、11 脳神経外科領域、12 放射線科領域、13 麻酔科領域、14 病理領域、15 臨床検査領域、16 救急科領域、17 形成外科領域、18 リハビリテーション科領域、19 総合診療領域

（2）要件（新医療法第120条第2項において準用する第113条第3項各号）

①	提出された労働時間短縮計画の案が、次に掲げる要件を全て満たすものであること ア 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること イ 次に掲げる事項全てが記載されていること （ア）当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 （イ）当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 （ウ）当該医療機関に勤務する医師の労働管理及び健康管理に関する事項 （エ）（ア）から（ウ）に掲げるもののほか、当該医療機関に勤務する、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
②	医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
③	当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと ※労働基準法の規定： 第24条（賃金の支払）、第32条（労働時間）、第34条（休憩）、第35条第1項（休日）、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）（時間外及び休日の労働）、第37条第1項及び第4項（時間外、休日及び深夜の割増賃金）、第141条第3項（時間外及び休日の労働）

	※最低賃金法の規定： 第4条第1項(最低賃金)
④	当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であって、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること ア 計画期間 イ 研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項 ウ 当該技能の内容に関する事項 エ 上記のほか、当該技能の修得に関する事項

2 提出書類

- ・ 特定高度技能研修機関指定申請書（様式4）
 - ・ 厚生労働省審査組織に申請した医療機関申請書
 - ※ 指定後すぐにC-2水準適用の該当者がいる場合は、該当者の技能研修計画を併せて提出してください。
 - ・ 厚生労働省審査組織による審査結果の通知書
 - ※ 指定後すぐにC-2水準適用の該当者がいる場合は、技能研修計画に係る審査結果の通知書を併せて提出してください。
 - ・ 医療機関勤務環境評価センター受審の際に提出した「医師労働時間短縮計画(案)」
 - ・ 医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
（上記「(2)要件」の②を満たすことを証する書類、評価の結果を示す書類）
 - ・ 誓約書（様式6）
 - ・ 提出書類チェックシート（様式7）
- ※ 審査のため、上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。